

育児期間中の会員に対するベビーシッター費用等の補助の試行に関する規則中一部改正

育児期間中の会員に対するベビーシッター費用等の補助の試行に関する規則の一部を次のように改正する。

題名中「ベビーシッター費用等」を「保育サービス利用料」に改め、「の試行」を削る。

第一条中「ベビーシッター費用等の補助の試行」を「ベビーシッター、延長保育、一時保育、病児保育等の保育サービス（以下「保育サービス」という。）の利用料の補助」に改める。

第二条中「ベビーシッター、延長保育、一時保育、病児保育等の保育サービス（以下「保育サービス」という。）」を「保育サービス」に改める。

第四条中「及び弁護士会連合会」を「又は弁護士会連合会（以下「本会等」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 本会等が実施しない行事又は研修であっても、本会等が自ら実施する行事又は研修と同等なものとして認定している行事又は研修については、補助金の支給の対象とする。

3 前二項の規定にかかわらず、当該行事又は研修において、当該対象会員が講師料、日当等の対価を得ている場合は、補助金を支給しない。

第六条第一項中「登録及び補助金支給申請書（別記様式）」を「登録申請書（別記様式第一号）」に改め、同条第二項中「登録及び補助金支給申請書及び」を「補助金支給申請書（別記様式第二号）及び」に、「登録及び補助金支給申請書に」を「補助金支給申請書に」に改める。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

別記様式を削り、附則の次に次の二様式を加える。

**育児期間中の会員に対する保育サービス利用料補助
登録申請書**

1 登録申請者

氏名 (職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名)		登録番号	
電話番号		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス (補助金申請完了通知を電子メールで受領したい場合)			

2 子の氏名及び生年月日

子の氏名		生年月日	年 月 日
------	--	------	-------

3 親子関係の証明（該当する□にチェック☑を入れてください。）

会則第95条の4第2項若しくは第3項又は外国特別会員基本規程第66条の2第1項若しくは第2項に基づく会費及び特別会費の免除の有無 □有 ・ □無（※）

※会費等の免除を受けていない会員は、子の氏名、生年月日及び親子関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し、戸籍謄本、住民票の写し等）を添付してください。

4 補助金の振込先金融機関口座

フリガナ 口座名義						
金融機関名	銀行・信金・信組・農協・()					
支店名	支店	口座種別		口座番号		
ゆうちょ銀行	口座種別		記号		番号	

個人情報利用について

この申請書、添付書類等に記載された個人情報は、補助金の支給に係る業務及び育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に係る制度の改善等のために利用します。

**育児期間中の会員に対する保育サービス利用料補助
補助金支給申請書**

申請者

氏名 (職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名)		登録番号	
子の氏名		ファクシミリ 番号	
電子メールアドレス (補助金申請完了通知を電子メールで受領したい場合)			

対象活動 1

種類 □弁護士会活動 □研修 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	実施者	□日弁連 □弁護士会 □弁護士会連合会 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	
対象活動名		参加年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用した保育サービス (会社又は個人)		利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
補助金申請額	円	支出した費用*	円
委員長又は 事務局長署名欄			

※対象活動への参加を証明できる書類（議題書や研修資料1頁目の写し等）を添付してください。ただし、委員会に参加した場合であって、当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは不要です。

※補助金申請額には、*の金額と5,000円のうち少ない方の金額を御記入ください。

※領収証の原本を添付してください（原本添付が難しい場合は、担当課に御連絡ください。）。

対象活動 2

種類 □弁護士会活動 □研修 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	実施者	□日弁連 □弁護士会 □弁護士会連合会 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	
対象活動名		参加年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用した保育サービス (会社又は個人)		利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
補助金申請額	円	支出した費用*	円
委員長又は 事務局長署名欄			

※対象活動への参加を証明できる書類（議題書や研修資料1頁目の写し等）を添付してください。ただし、委員会に参加した場合であって、当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは不要です。

※補助金申請額には、*の金額と5,000円のうち少ない方の金額を御記入ください。

※領収証の原本を添付してください（原本添付が難しい場合は、担当課に御連絡ください。）。

個人情報の利用について

この申請書、添付書類等に記載された個人情報は、補助金の支給に係る業務及び育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に係る制度の改善等のために利用します。

附 則

題名、第一条、第二条、第四条、第六条第一項及び第二項、附則第二項、別記様式、別記様式第一号（新設）並びに別記様式第二号（新設）の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。